

医療費の窓口負担の免除（国保加入者）

◆ 災害・失業などで所得が4割以上減少し、医療費の支払いが困難な時の制度です

◎ 次の3つの要件に該当する人

- ① 医療費が月に5,000円以上の場合の減免制度
- ② 3ヶ月以内に直る見込みのある人
- ③ 生活保護基準の135%以内の所得の人

入院給食費の減額

◆ 入院中の食事代は1食260円です。

- ① 市民税非課税世帯 1食210円
- ② ①に該当する方で、直近12ヶ月の入院日数が
90日を超えている場合 1食160円
- ③ 市民税非課税世帯などで70歳以上の方 1食100円

世帯分離って知っていますか？

- ◎ 「**世帯非課税**」になると**後期高齢者医療費、介護保険料、利用料、医療費などが安くなります**
- ◎ **後期高齢者保険料の軽減判定にかかわる締めきり期限は**

3月31日までに！！

もともとご本人の所得が低い、または無いのに家族に課税者がいると「世帯課税」となり、介護保険料・利用料や医療費が高くなります。

そんなときは「世帯分離」ができます。これは、住民票を分けるということであり、同じ家に住んでいてもかまいません。世帯分離をすると、国民健康保険に新たに参加しなければなりませんが、実質的な負担はそれ以上はありません。

所得の無い方や少ない方は世帯分離によって「世帯非課税」になり、介護保険料、介護保険利用料やホテルコスト、医療費などが安くなります。